

主治医意見書の作成に係る対価および請求について

主治医意見書作成料の費用区分について

主治医意見書の記載に係る対価は、在宅・施設別、新規・継続別に、次の金額です。

費用区分	在宅	施設
新規	5,000円	4,000円
継続	4,000円	3,000円

なお、国保連合会へ費用請求をされる時は、岡山市が主治医に依頼する「介護保険主治医意見書提出依頼書」の費用区分に記載されている区分に沿った請求をお願いします。

「新規」「継続」の判断基準について

新規とは

- ①当該申請者の主治医意見書を、医療機関において初めて記載する場合。
- ②同一医療機関において、前回申請時に記載した医師以外が記載する場合。**(ただし、前回の診療録を参照できない場合に限る。)**

継続とは

- ①当該申請者の主治医意見書を記載することが2回目以降の場合。
- ②前回申請時の意見書を作成した医師による診療録等を参照して、当該医師以外の医師が記載した場合。

「施設」の判断基準について

施設とは

介護保険施設の他、社会福祉施設及び医療施設であって入院・入所機能を有する施設で、入院・入所者に対して、常勤・非常勤を問わず、健康管理を含む医学的管理を行うことを業務とする医師が、入院・入所者に関する主治医意見書を記載した場合。

<市長が指定する医師が主治医意見書を作成する場合>

「診断・検査費用」について

診断・検査費用とは

要介護認定及び要支援認定の申請者であって、**主治医がなく、主訴もないとき、その他主治の医師の意見を求めることが困難なときに、被保険者に対し市長が指定する医師(指定医)が意見書を記載するために必要な診察・検査に係る費用。**

上記の者への診察に対しては、初診料相当額を支払います。

診察の結果、特に医学的問題がない場合、医師の判断により必要に応じて基本的な検

査を行い、その結果に基づき主治医意見書を作成した場合に、当該検査に要する費用について支払います。（診察の結果、治療及び治療に係る検査を必要と認めた場合については、当該検査に要する費用は医療保険への請求となります。）

基本的な検査の範囲について

介護保険の支払対象となる範囲は、胸部単純 X 線撮影・血液一般検査・血液化学検査・尿中一般物質定性・半定量検査となります。なお、具体的な検査範囲及び単価は次のとおりとなります。（令和 6 年診療報酬単価に基づいています。）

①初診料相当分	2, 9 1 0 円
②単純撮影分（アナログ撮影）	6 0 0 円
③単純撮影分（デジタル撮影）	6 8 0 円
④写真診断（胸部）分	8 5 0 円
⑤フィルム（大角）分	1 8 8 円
⑥血液検査（静脈）分	4 0 0 円
⑦末梢血液一般検査	2 1 0 円
⑧血液学的検査判断料	1, 2 5 0 円
⑨血液化学検査（10 項目以上）	1, 0 3 0 円
⑩生化学的検査（I）判断料	1, 4 4 0 円
⑪尿中一般物質定性判定量検査	2 6 0 円

※実際に実施した項目についてのみお支払いします。

主治医意見書作成料請求に係る消滅時効について

主治医意見書作成料に係る消滅時効の取扱いは、民法第 1 6 6 条第 1 項により、権利を行使することができることを知った時から 5 年間、権利を行使することができる時から 1 0 年間で、いずれか早い方の経過によって時効完成となります。

主治医意見書作成料の支払いについて

岡山県国民健康保険団体連合会へご請求ください。請求時期は、意見書記入月の翌月 10 日（必着）となります。（10 日が土日祝日の場合はその前日）

請求月翌月末日までに、岡山県国民健康保険団体連合会より指定銀行へ支払います。

主治医意見書作成料等の請求先

岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒700-8568 岡山市北区桑田町 1 7 - 5
TEL (086) 223-8876